

## 1-2 基本的事項

### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、南海トラフ地震等に起因する大規模な災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な想定を行って課題等を抽出することにより、速やかで適切な災害応急及び災害復旧・復興対策に資することを目的として策定した。

想定する災害は、「香川県地域防災計画」に基づき、「南海トラフ地震（発生頻度が高い地震 L1）」、「南海トラフ地震（最大クラス L2）」、「中央構造線地震」、「長尾断層地震」を対象とした。計画では、災害廃棄物処理における基本的事項や処理対策を示すとともに、対象地震ごとの災害廃棄物の発生量や既存施設の処理可能量等を整理し、県及び市町の役割を明確にすることで、発災時に速やかに処理体制を構築することを目指した。

今後、本県が被災した場合に備え、県が中心となって市町間の調整、民間事業者への協力依頼、国への支援要請等を速やかに行うことができるよう、平時から市町や関係団体との連携強化に努める。また、本計画が災害時に有効に活用されるよう、計画の見直しや継続的な職員への周知活動に努める。

なお、水害対策については、発生量等の具体的な推計は行わないものの、基本的な考え方を整理するものとした。

## (2) 本計画の位置づけと構成

### ① 計画の位置づけ

本計画は、東日本大震災や阪神淡路大震災等から得られた最新の知見等や環境省の「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）」を踏まえ、「香川県地域防災計画」や「香川県廃棄物処理計画」を補完し具体化した形で策定するものとし、「市町災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図る。（図1-2-(2)-1参照）。

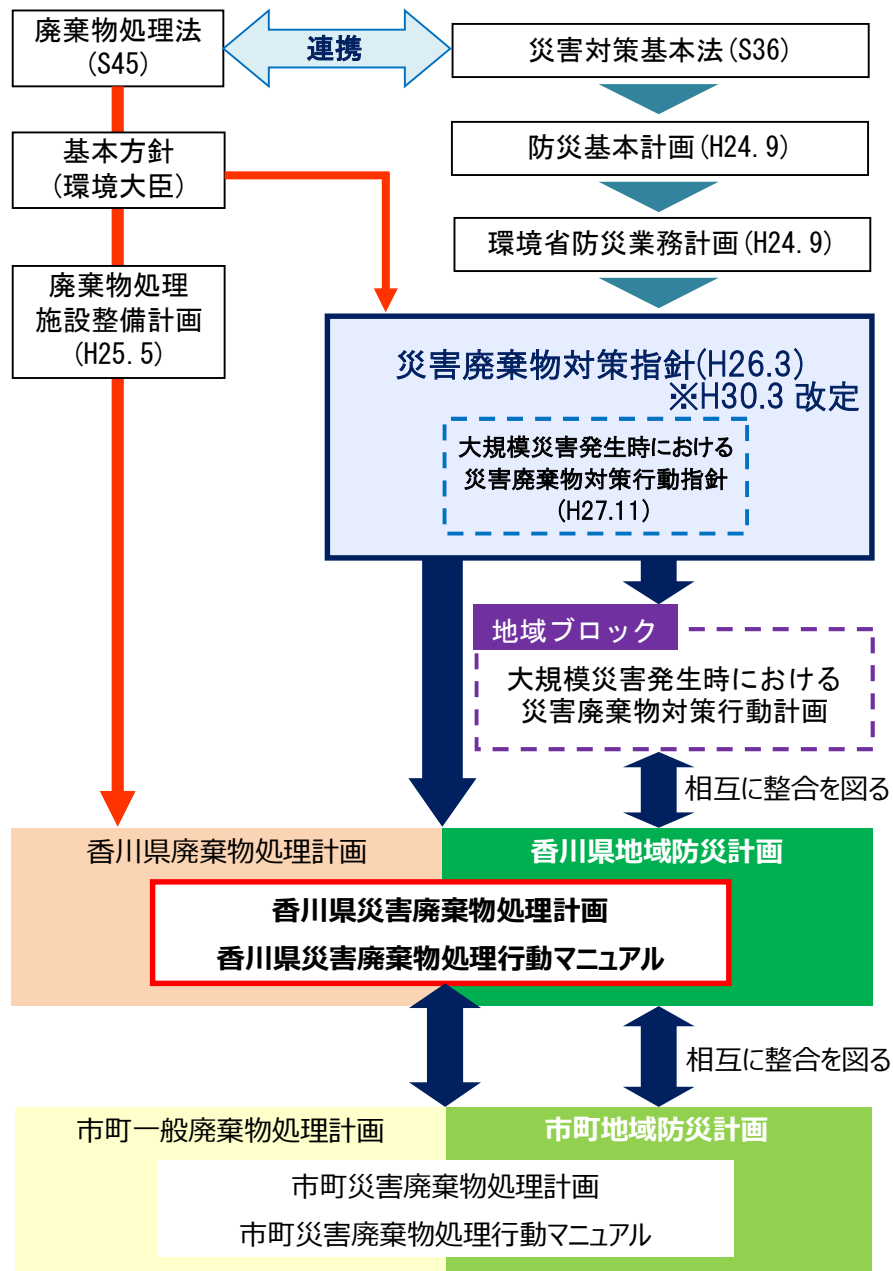


図1-2-(2)-1 本計画の位置づけ

## ② 計画の構成

本計画は、「第1編 総則」、「第2編 災害廃棄物対策」より構成される。

### 第1編 本計画の目的や基本的事項

#### 総則

背景及び目的、基本的事項（計画策定の趣旨、本計画の位置づけと構成、処理主体等）

### 第2編

#### 災害廃棄物対策

災害時の廃棄物の処理に関する具体的事項

組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡、協力支援体制、職員への教育訓練、一般廃棄物処理施設等、災害廃棄物処理、各種相談窓口の設置等、住民等への啓発・広報、処理事業費の管理等

## (3) 対象とする災害及び災害廃棄物

### ① 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害等の自然災害であり、想定地震の諸元を表1-2-(3)-1に、南海トラフ地震における震度予測図を図1-2-(3)-1に示す。

なお、水害対策については、第2編 2-10 大規模水害における災害廃棄物処理に示す。

表 1-2-(3)-1 想定地震の諸元

震源		概要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・最大クラスの地震に比べ、規模は小さいものの大きな被害をもたらす地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・甚大な被害をもたらす最大クラスの地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震 ・県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすと考えられる
	長尾断層地震	・長尾断層を震源とする震度 4～6 強の地震 ・さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層であり、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすと考えられる

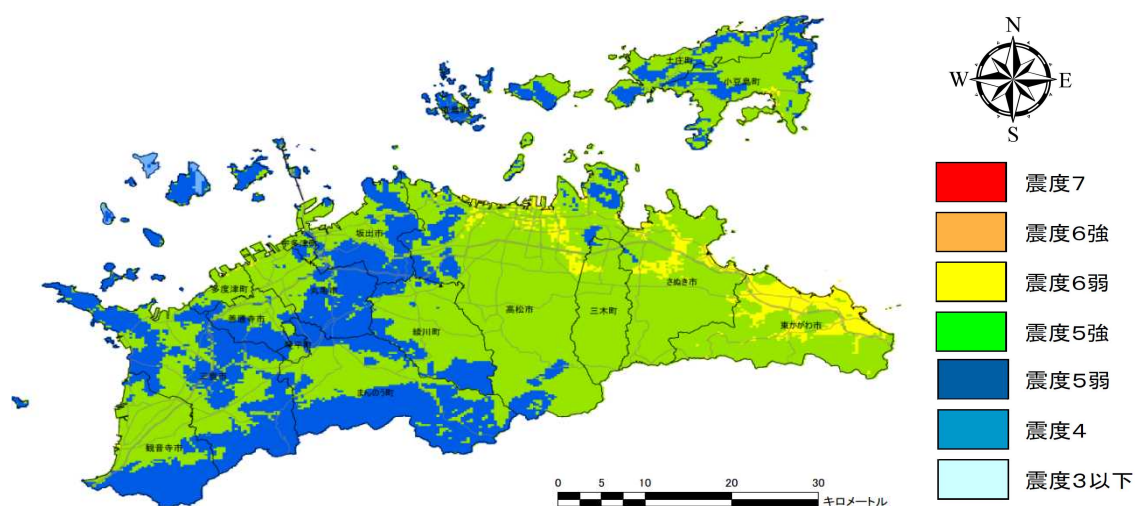


図 1-2-(3)-1 南海トラフ地震 L1 における震度予測図

## ② 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類を表 1-2-(3)-2 に示す。本計画では、以下の災害廃棄物を対象とする。

表 1-2-(3)-2 災害廃棄物の種類

発 生 源	種 類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

## (4) 処理の基本的な考え方

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

出典：「香川県地域防災計画（津波対策編）（令和3年2月）」（香川県防災会議）p.188

### ① 目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理する。

### ② 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。

### ③ 処理期間

処理期間は、東日本大震災や阪神淡路大震災の処理期間実績を踏まえ3年以内の処理完了を目指す。

### ④ 処理責任

災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町が処理責任を有している。

このため、災害廃棄物の処理は市町が主体となって、処理方策を検討し実施することが基本であるが、県は要請に応じて広域調整等を行い処理の円滑化を図る。

### ⑤ 処理体制

発生量等の関係で、平時の処理体制(既設の処理施設等)では処理が困難なことが想定される場合は、あらかじめ次の順で広域処理体制の構築を検討しておく必要がある。

- a 香川県ごみ処理広域化計画(平成11年3月)で示した連携処理を行う県内ブロック内で他市町への処理協力要請
- b aの当該県内ブロック外の県内市町への処理協力及び民間処理施設等での処理協力要請
- c 県外への処理協力要請(環境省地方環境事務所が中心となり、大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画が平成30年3月に策定されている)

## (5) 処理主体

### ① 市町の役割

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）」により、一般廃棄物に区分されることから、基本的には市町が処理の責任を担う。このため、発災時に迅速に対応できるよう、各市町においても策定した災害廃棄物処理計画について、適宜、見直しを行う。

#### 【大規模災害時の基本方針】

- ・域内で発生する(災害廃棄物以外のごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う。
- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。その際、地域ブロックでの行動計画及び県の災害廃棄物処理の実行計画との整合性に留意する。
- ・被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。
- ・仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ（広域的な処理を含む。）に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

#### （他市町への「支援」）

- ・被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災市町からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。

#### （他市町等からの「受援」）

- ・大規模災害時に、他の市町等から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの市町や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（H27年11月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）P.23,24 一部修正・加筆

### ② 県の役割

県は、被災市町に対して助言や技術的支援を行うとともに、県内市町や民間事業者団体等との協力体制を構築し、一連の災害廃棄物処理についての調整機能を担うことを基本とする。また、必要に応じて地域ブロックでの調整や国への支援要請等を行う。

#### 【大規模災害時の基本方針】

- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画や地域ブロックでの行動計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町との相互調整を行う。
- ・県は被災市町からの支援要請を取りまとめ、相互(県下の被災市町)調整をした上で、環境省と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。

出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（H27年11月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）P.24 一部修正・加筆